

介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金
(介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業) 交付要綱

制定 令和8年1月26日付け長第865号

改正 令和8年7月22日付け長第448号

(目的)

第1 昨今の物価上昇に対応するとともに、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおける、介護事業所等及び介護施設等の介護サービスの円滑な継続や、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも食事の提供という介護施設等の基幹的なサービスの質の確保を目的に、「令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の国庫補助について」（令和7年12月22日付け厚生労働省発老1222第3号厚生労働事務次官通知）、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の国庫補助について」（令和8年3月27日付け厚生労働省発老0327第2号厚生労働事務次官通知）、「令和7年度介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和7年12月22日付け老発1222第2号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱1」という。）別紙1「令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」、別紙2「令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」、「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施について」（令和8年3月27日付け老発0327第2号厚生労働省老健局長通知。以下「国実施要綱2」という。）別紙1「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」及び別紙2「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、介護事業所等における設備及び備品等の購入等に必要な経費並びに介護施設等における食料品の購入等に必要な経費に対して予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助事業者)

第2 この補助金の補助事業者は、岩手県内で介護事業所等又は介護施設等を運営する者とする。

(補助金の対象経費及び補助額)

第3 補助金の対象となる経費は、次の事業を行う場合に要する経費とする。

- (1) 国実施要綱1別添1に規定する介護事業所等に対するサービス継続支援事業
- (2) 国実施要綱1別添2に規定する介護施設等に対するサービス継続支援事業
- (3) 国実施要綱2別添1に規定する介護事業所等に対するサービス継続支援事業
- (4) 国実施要綱2別添2に規定する介護施設等に対するサービス継続支援事業

2 第1項に規定する経費に対する補助額は、国実施要綱1別添1及び別添2又は国実施要綱2別添1及び別添2に掲げる種別ごとにそれぞれ同表に定める額と、対象経費の実支出額から寄附金その他の

収入額を控除して得た額とを比較して少ない方の額（1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）とする。

（軽微な変更）

第4 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、補助事業の目的の変更を伴わない内容の軽微な変更（補助金額の変更を伴わないものに限る。）とする。

（交付の条件）

第5 規則第6条第2項の規定により付す条件は、次のとおりとする。

- （1） 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。
- （2） 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。
- （3） その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

（申請の取下げ期日）

第6 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

（財産の処分に係る制限の期間）

第7 規則第19条第1項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が定める期間とする。

2 規則第19条第1項第2号に規定する知事が指定するものは、取得価格又は効用の増加価格が30万円を超える機械及び重要な器具とする。

（立入検査等）

第8 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

（書類の整備等）

第9 補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について

証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は第7に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（前金払）

第10 知事は必要があると認められる場合は、前金払をすることがある。

2 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業）前金払請求書（様式第5号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額に係る報告等）

第11 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第6号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合には、当該報告による知事の補助金の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第12 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

（補則）

第13 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月22日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第4条の規定による書類	1 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業）交付申請書	様式第1号	1部	別に定める日
	2 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業）所要額調書	様式第1号別紙1	1部	
	3 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業（介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業）実施計画書（事業所・施設単位）	様式第1号別紙2	1部	
	4 事業所・施設別申請額一覧	様式第1号別紙3	1部	
	5 添付書類 （1） 補助事業に係る収支予算書 （2） その他参考となる資料		1部	
	6 その他知事が必要と認めるもの		1部	
規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定により承認を受ける場合の書類	1 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業）変更（中止、廃止）承認申請書	様式第2号	1部	当該事業の変更（中止、廃止）を行う日の14日前まで
	2 交付申請の際提出した書類のうち変更のあるもの		1部	
	3 その他知事が必要と認めるもの		1部	
規則第13条第1項の規定による書類	1 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業）実績報告書	様式第3号	1部	別に定める日
	2 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金	様式第3号別紙1	1部	

	(介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業) 所要額精算調書			
	3 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業（介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業）実績報告書（事業所・施設単位）	様式第3号別紙 2	1 部	
	4 事業所・施設別実績額一覧	様式第3号別紙 3	1 部	
	5 介護施設等経営改善・従事者処遇改善等緊急支援事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対する介護サービス継続支援事業）請求書	様式第4号	1 部	
	6 納品等を確認できる書類		1 部	
	7 添付書類		1 部	
	(1) 補助事業に係る収支決算書			
	(2) その他参考となる資料			
	8 その他知事が必要と認めるもの		1 部	